

# 経営者保証ガイドライン

経営者保証に依存しない融資 ⇒ 経営者が保証しないために… ⇒ 経営の透明性が大前提！



※保証協会の代位弁済 → 政策公庫の保険事業で手当て  
(年間1兆円の予算を永年に亘り予算化！)

- ✓ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- ✓ 財務基盤の強化
- ✓ 金融機関に対する財務情報の定期的な報告
- ✓ 中小企業会計要領に沿う信頼性のある決算書類の作成
- ✓ 会計参与の活用
- ✓ 社内管理体制の整備



- ✓ 税理士・会計士による検証
- ✓ 検証結果の適切な開示

※ 事業承継時に後継者への保証引継ぎでも検討が可能

入  
口

既存保証債務の整理 ⇒ 自己破産せずに再チャレンジが可能！

早期再生（再生）の決断  
(インセンティブを債務者に)



- 法的債務整理手続
  - ・ 破産・民事再生・会社更生・特別清算
- 準則型私的整理手続
  - ・ 中小企業再生支援協議会による再生支援スキーム
  - ・ 特定調停



- 自由財産（破産法に準拠）
  - ・ 現預金99万円
  - ・ 差押禁止動産（家具など）
- 拡張自由財産
  - ・ 管轄の裁判所ごとに基準を定める  
東京→20万円程度の保険解約金
- インセンティブ資産
  - ・ 一定期間の生計費相当額（最高額350万円程度）  
※雇用保険の給付基準がベース
  - ・ 華美でない自宅（従来はリースバック）

出  
口